

奈良県立図書館情報館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十号

奈良県立図書館情報館管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立図書館情報館管理運営規則（平成二十年三月奈良県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（使用料の後納）

第九条 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は、副館長が後納することについてやむを得ないと認める場合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。